

平成 25 年 9 月 2 日

## S B J Biz-DIRECT サービス利用規定一部変更のお知らせ

平成 25 年 9 月 2 日（月）より、SBJ Biz-DIRECT に新たに、外貨フェスタの導入に伴い取扱通貨・預金種類・預入期間の選択肢が増加したことから、「SBJ Biz-DIRECT サービス利用規定」の記載内容について、下記の通り変更がございますのでご案内申し上げます。

## 記

## 【変更内容（変更部分のみ抜粋）】

旧	新
新規	<p><b>第11条 外貨預金取引</b></p> <p>1. 取引の内容</p> <p><u>契約者名義の外貨預金口座（ウォン建・米ドル建・ユーロ建）を開設することができます。（以下、「外貨預金」といいます。）この場合、契約者がインターネットバンキングを利用して作成した預金口座の管理店は、当該資金を出金した普通預金口座（出金登録口座）の管理店と同一店となります。このとき開設した外貨預金口座の届け出印は、「共通印鑑届」の届け出印と共通とします。また、インターネットバンキングにて開設した預金口座は、通帳、証書等は、発行いたしません。</u></p> <p><u>(1) 本サービスにより提供できる外貨預金の取引は、当行所定の取引とし、ご利用可能な外貨預金は、当行所定の外貨預金とします。</u></p> <p><u>(2) 外貨預金への預け入れまたは外貨預金の払戻しの際に適用される外国為替相場は、取引時点において当行が提示する外国為替相場を使用します。</u></p> <p><u>(3) 外貨預金の利息計算で使用する金利は、受付時点で提示した当行所定の金利とします。</u></p> <p><u>(4) 当行の処理が完了していない受付中の外貨定期預金取引がある場合、当該取引の同一明細に対して、新たなお取引を受け付けることはできません。</u></p> <p><u>(5) 本サービスはテレホンバンキング・スマートフォンバンキングではお取り扱いできません。</u></p> <p><u>(6) 諸事情により外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等には、外貨預金の取引ができなくなる場合があります。また、為替相場動向などから一時お取引を停止させて頂くこともあります。</u></p> <p>2. 取引の実施日</p> <p><u>取引の実施日については、次の通りとします。</u></p> <p><u>(1) 取引の実施日は、原則として、受付日とします。</u></p> <p><u>(2) 外貨定期預金の解約の受付は、満期日当日の当行所定の当日取り扱い時限までとします。</u></p> <p>3. 満期日における取り扱い</p> <p><u>インターネットバンキングで作成できる外貨定期預金は、自動継続方式・元加継続型のみのお取り扱いとなります。</u></p>

	<p>4. 外貨預金の解約</p> <p>(1) <u>インターネットバンキングにて口座開設をした外貨普通預金は窓口でのみの解約となり、インターネットバンキングにてご解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>外貨預金の解約については、外貨普通預金規定（インターネット専用）及び外貨定期預金規定（インターネット専用）に従って受け付けます。</u></p> <p>(3) <u>外貨定期預金の解約依頼は、当行は満期日以降に受け付けます。外貨定期預金の解約についての元金および利息は、契約者が当行にお持ちの契約者名義の口座を指定し、入金するものとしてします。なお、元金と利息の口座は同一とします。</u></p>
--	--

以上

お問い合わせ先

株式会社 S B J 銀行

コールセンター：フリーダイヤル 0120-015-017

携帯・PHS から 03-4560-8017（有料）

受付時間 平日 9:00～18:00

ホームページ URL：<http://www.sbjbank.co.jp/>